

障 発 0123 第 2 号
平成 26 年 1 月 23 日
一部改正 障 発 0217 第 5 号
平成 27 年 2 月 17 日
障 発 0408 第 7 号
平成 28 年 4 月 8 日
障 発 0809 第 2 号
平成 29 年 8 月 9 日
障 発 0527 第 2 号
令和 元年 5 月 27 日
障 発 0717 第 2 号
令和 2 年 7 月 17 日
障 発 0310 第 2 号
令和 4 年 3 月 10 日
障 発 0728 第 1 号
令和 5 年 7 月 28 日
障 発 0305 第 2 号
令和 6 年 3 月 5 日
障 発 0531 第 3 号
令和 6 年 5 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添 1「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」及び別添 2「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いするとともに、貴管内区市町村に対する周知方につきご配慮願いたい。

また、本通知による自立支援医療機関に対する指導等の実施に関しては、医療保険各法に基づき地方厚生局及び都道府県が行う医療監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。

なお、平成 19 年 4 月 26 日障発第 0426001 号「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」は廃止する。

おって、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別添 1)

指定障害福祉サービス事業者等指導指針

1 目的

この指導指針は、市町村等（特別区を含み、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下同じ。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定による自立支援給付対象サービス等（補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者（以下「自立支援給付対象サービス等実施者等」という。）に対して行う自立支援給付に関する文書の提出等及び都道府県知事が、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、法第 11 条第 2 項の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

2 指導方針

指導は、自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）、並びに指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）（以下「指定基準」という。）、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」（平成 18 年厚生労働省告示第 65 号）、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」（平成 18 年厚生労働省告示第 66 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）並びに「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成 18 年 9 月厚生労働省告示第 539 号）等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、都道府県又は市町村が、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

なお、都道府県が集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

また、市町村が集団指導を実施した場合には、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

(2) 運営指導

運営指導は、都道府県又は市町村が、下記により、障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対して必要があると認める場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ① 新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、おおむね1年以内に全てを対象として実施する。
- ② 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。

(2) 運営指導

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、おおむね3年に1度実施する。
ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。
- ② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

5 指導方法等

(1) 集団指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

② 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内

容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

② 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ア 運営指導の確認項目等

運営指導は、別紙「主眼事項及び着眼点等」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、原則として、別紙「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を徴し確認するものとする。

イ 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止（(a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ＩＣＴで書類を管理している障害福祉サービス事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、障害福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

ウ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する運営指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

エ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

法に関連する法律に基づく指導監査等との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことを一層推進するものとする。

オ 運営指導の所要時間の短縮

運営指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の障害福祉サービス事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、１日で複数の障害福祉サービス事業者等の運営指導を行う等、障害福祉サービス事業者等及び自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図るものとする。

③ 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④ 改善報告書の提出

都道府県又は市町村は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

6 監査への変更

運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

7 その他

(1) 指導結果の情報提供等

都道府県が指導を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が指導を実施した場合は都道府県に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

(2) 指導の実施状況の報告

都道府県及び市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(3) その他の留意事項

ア 運営指導にあたっては、担当者の主観に基づく指導や、当該障害福祉サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。

イ 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等に

- ついて、当該障害福祉サービス事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。
- ウ 運営指導の際、障害福祉サービス事業者等の対応者については、必ずしも当該障害福祉サービス事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該障害福祉サービス事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。
- エ 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。
- オ 効果的な取り組みを行っている障害福祉サービス事業者等は、積極的に評価し、他の障害福祉サービス事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。

(別添2)

指定障害福祉サービス事業者等監査指針

1 目的

この監査指針は、都道府県知事又は市町村長（特別区区長を含む。以下同じ。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第48条、第49条及び第50条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）及び指定障害者支援施設等の設置者若しくは指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る障害福祉サービス若しくは療養介護医療、法第51条の27、第51条の28及び第51条の29の規定に基づき、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、及び指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る相談支援及び都道府県知事（指定都市市長及び中核市市長を含む。）が、法第66条、第67条及び第68条の規定に基づき、指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者又は指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者であった者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る自立支援医療（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）の内容並びに自立支援給付に係る費用の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

2 監査方針

監査は、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等設置者等、指定一般相談支援事業者等、指定特定相談支援事業者等及び指定自立支援医療機関開設者等（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）の自立支援給付対象サービス等の内容等について、法第49条、第50条、第51条の28、第51条の29、第67条及び第68条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

3 監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ③ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 運営指導において確認した情報

法第10条第1項及び第11条第2項により指導を行った市町村(特別区を含む。以下同じ。)
又は都道府県が障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

4 監査方法等

(1) 報告等

指定権限のある都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)を行うものとする。なお、指定権限のない市町村長が実地検査等を行う場合は次によるものとする。

- ① 市町村長は、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等設置者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等について実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を指定権限のある都道府県知事又は市町村長に対し行うものとする。

なお、自立支援給付対象サービス等に関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。

- ② 市町村長は、指定基準違反等と認めるときは、文書によって指定権限のある都道府県知事又は市町村長に通知を行うものとする。なお、都道府県知事と市町村長が同時に実地検査等を行っている場合には、通知を省略することができるものとする。

- ③ 指定権限のある都道府県知事又は市町村長は、②の通知があったときは、すみやかに以下の(3)～(5)に定める措置をとるものとする。

(2) 監査結果の通知等

監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うとともに、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(3) 行政上の措置

指定権限のある都道府県知事及び市町村長は、指定基準違反等が認められた場合には、法第49条、第50条、第51条の28、第51条の29、第67条及び第68条に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

① 勧告

障害福祉サービス事業者等に法第49条第1項から第3項まで、第51条の28第1項から第3項まで、又は第67条第1項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

当該障害福祉サービス事業者等は、勧告を受けた場合は期限内に文書により報告を行うものとする。

② 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

当該障害福祉サービス事業者等は、命令を受けた場合は期限内に文書により報告を行うものとする。

③ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く）、第51条の29第1項並びに第2項、及び第68条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等（のぞみの園を除く。）に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

（4）聴聞等

監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（5）経済上の措置

① 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、自立支援給付の全部又は一部について当該自立支援給付に係る市町村（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に関しては都道府県とする。）に対し、法第8条第1項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

② 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第8条第2項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

5 その他

（1）都道府県が監査を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が監査を実施した場合は都道府県に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行う。

（2）都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。